= 注意事項=

印鑑登録は本人が自署押印して手続きをしてください。

やむを得ず代理人により申請をする場合には、登録申請者自筆の代理権授与書(登録する印が押してあること)が必要です。

次の場合は、その日に登録できます。

本人が来庁し、運転免許証等官公署が発行した顔写真貼付の証明書を提示した場合。

本人が来庁し、保証人がある場合。

保証人は碧南市で印鑑登録をしている人で、この申請書の保証人欄に自署し登録印を押印してください。登録番号も必ず記入してください。

上記要件を満たしていない場合や代理人申請の場合はすべて照会書 を発送します。

15歳未満の人、意思表示能力のない方は印鑑登録ができません。 登録できる印鑑は1人1個とし、ほかの人との共有はできません。 登録することができない印鑑がありますので、窓口でご相談ください。 印鑑の登録が済みますと「印鑑登録証」をお渡ししますので、必ずお 持ちください。

回答書申請	本人 □保険証 □年金手帳 □介護保険証 □その他()
	代理人 □個人番号カード □運転免許証 □旅券 □その他()